

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

一 目的の改正

この法律は、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域旅客運送サービスの提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成に関する措置及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置等について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「地域旅客運送サービス継続事業」とは、最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る一又は二以上の路線若しくは航路又は営業区域（以下「路線等」という。）について、旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。以下同じ。）を営む者又は自家用有償旅客運送者であつて地方公共団体が国土交通省令で定めるところにより選定したものが、当該地方公共団体の支援を受けつつ、当該路線等における運送を実施することにより、地域旅客運送サービスの維持を図るための事業をいうものとする。

2 この法律において「貨客運送効率化事業」とは、旅客陸上運送事業（旅客運送事業（国内一般旅客定期航路事業等を除く。）をいう。）及び貨物陸上運送事業（貨物鉄道事業（鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。）

）、貨物軌道事業（軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。）及び一般貨物自動車運送事業（

貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業をいう。)をいう。)について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であつて、当該旅客陸上運送事業の経営の安定に資するものをいうものとする。

3 この法律において「地域公共交通利便増進事業」とは、地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げるもののいずれかを行う事業をいうものとする。

- (1) 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更で利用者の利便を増進するもの
- (2) 一の種類の旅客運送事業から他の種類の旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換で利用者の利便を増進するもの
- (3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更で利用者の利便を増進するもの
- (4) 利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他の利用者の利便を増進する運賃又は料金の設定

- (5) 一定の運行間隔その他の一定の規則により利用者の利便を増進する運行回数又は運行時刻の設定
- (6) 共通乗車船券の発行
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、利用者の利便を増進する事業として国土交通省令で定めるものの

4 この法律において「新モビリティサービス事業」とは、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して二以上の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業をいうものとする。

(第二条関係)

三 地域公共交通計画の作成

1 地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならないものとする。

- 2 地域公共交通計画に定めるよう努める事項として、次に掲げるものを追加するものとする。こと。
 - (1) 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
 - (2) 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- 3 地域公共交通計画の目標には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。こと。
- 4 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができるものとする。こと。
- 5 都道府県は、4の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。こと。
- 6 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生

に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。 (第五条から第七条の二まで関係)

四 地域旅客運送サービス継続事業

1 地域旅客運送サービス継続事業の実施

(1) 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

(2) 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に関係を有

する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならないものとする。

2 地域旅客運送サービス継続実施計画の認定

国土交通大臣は、基準に適合するものであると認めるときは、地方公共団体の申請に基づき、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

3 鉄道事業法等の特例

(1) 地方公共団体が地域旅客運送サービス継続実施計画について認定を受けたときは、鉄道事業法、軌道法又は海上運送法の特許、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該特許、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(2) 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するために、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る従前の旅客鉄道事業又は国内一般旅客定期航路事業について廃止することが必要となる場合においては、鉄道事業法第二十八条の二第一項又は海

上運送法第十五条第一項若しくは第二項の規定の規定にかかわらず、廃止届出をすることを要しないものとする。

4 道路運送法の特例

- (1) 地方公共団体が地域旅客運送サービス継続実施計画について認定を受けたときは、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該登録若しくは変更登録を受け、又は届出したものとみなすものとする。

- (2) 地方公共団体が、営業区域外旅客運送を行う一般旅客自動車運送事業に該当する地域旅客運送サービス継続事業が定められた地域旅客運送サービス継続実施計画であつて道路運送法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者の同意を得たものについて、認定を受けたときは、当該運送については、同号の協議が調い、かつ、同号の規定により国土交通大臣が認めたものとみなすものとする。

(3) 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するために、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る従前の一般乗合旅客自動車運送事業について路線（路線定期運行に係るものに限る。）又は事業を廃止をすることが必要となる場合においては、道路運送法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しないものとする。

（第二十七条の二から第二十七条の七まで関係）

五 貨客運送効率化事業

1 貨客運送効率化事業の実施

地域公共交通計画において、貨客運送効率化事業に関する事項が定められたときは、貨客運送効率化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通計画に即して貨客運送効率化事業を実施するための計画（以下「貨客運送効率化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該貨客運送効率化事業を実施するものとする。

2 貨客運送効率化実施計画の認定

国土交通大臣は、基準に適合するものであると認めるときは、貨客運送効率化事業を実施しようとする者の申請に基づき、貨客運送効率化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

3 鉄道事業法等の特例

貨客運送効率化事業を実施しようとする者が貨客運送効率化実施計画について認定を受けたときは、鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法の特許、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該特許、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第二十七条の八から第二十七条の十五まで関係)

六 地域公共交通利便増進事業

1 地域公共交通利便増進事業の実施

(1) 地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該

地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画（以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通利便増進事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

- (2) 地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者その他の当該事業に係る者を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならないものとする。

2 地域公共交通利便増進実施計画の認定

国土交通大臣は、基準に適合するものであると認めるときは、地方公共団体の申請に基づき、地域公共交通利便増進実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

3 鉄道事業法等の特例

地方公共団体が地域公共交通利便増進実施計画について認定を受けたときは、鉄道事業法、軌道法又は海上運送法の特許、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、

当該特許、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

4 道路運送法の特例

- (1) 地方公共団体が地域公共交通利便増進実施計画について認定を受けたときは、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

- (2) 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通利便増進事業に係るものを除く。以下「認定区域内計画外事業」という。）について、道路運送法の許可又は認可の申請があった場合には、当該事業の経営により、認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうか等を審査しなければならないものとする。

- (3) 国土交通大臣は、認定区域内計画外事業の経営により、認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該認定区域内計画外事業の実施方法の変更を命ずることができるものとする。
- (4) 認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業について道路運送法第九十一条の二第一項の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該認定区域内計画外事業の経営により認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに関し、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会との協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができるとすること。
- (5) 国土交通大臣は、(4)の規定による申出があつた場合において、(2)の規定による審査又は(3)の規定により命令をするかどうかの決定をするときは、当該申出を考慮するものとする。

七 新モビリティサービス事業の円滑化

1 新モビリティサービス事業計画の認定

新モビリティサービス事業を実施しようとする者（以下「新モビリティサービス事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新モビリティサービス事業についての計画（以下「新モビリティサービス事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新モビリティサービス事業計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。

2 共通乗車船券

認定を受けた新モビリティサービス事業計画に定められた新モビリティサービス事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。この場合において、鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の

規定により届出をしたものとみなすものとする。

3 新モビリティサービス協議会

地方公共団体は、新モビリティサービス事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第三十六条の二から第三十六条の四まで関係)

八 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路運送法の一部改正

一 営業区域外旅客運送の禁止の例外

一般旅客自動車運送事業者に係る発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。以下「営業区域外旅客運送」という。）の禁止の例外として、次に掲げる場合を定めるものとする。

1 災害の場合その他緊急を要するとき。

2 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令

で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

(第二十条関係)

二 自家用有償旅客運送の規制の合理化

1 自家用有償旅客運送の運送対象に観光旅客その他の当該地域を来訪する者を追加するものとする。

(第七十八条第二号関係)

2 自家用有償旅客運送自家用自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送を行う場合における自家用有償旅客運送の登録の有効期間の特例を設けるものとする。

(第七十九条の二第一項第五号及び第七十九条の五第二号関係)

三 一般乗合旅客自動車運送事業の新規参入に係る通知制度の創設

国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行に係る事業許可等の申請があつたとき

は、関係地方公共団体に通知するものとする。こととし、当該関係地方公共団体は、運賃等の認可等の手続の特例等に係る地域の関係者間における協議を行う必要があると認める場合には、協議会を開催し、及び当該通知に係る申請者に対し協議会への参加を要請することができるものとする。こと。

(第九十一条の二関係)

四 その他

その他所要の改正を行うものとする。こと。

第三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

一 総合効率化計画の認定

1 国土交通大臣は、総合効率化計画の認定の申請があつた場合において、総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、現行の要件に加え、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通に関する施策と調和したものであると認めるときは、その認定をするものとする。こと。

2 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。

）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する1の規定の適用については、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通に関する施策と調和したものであるとみなすものとする。

3 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。

4 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

（第四条関係）

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、流通業務総合効率化事業を推進するため、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付け等の業務を行うものとする。

（第二十条の二関係）

三 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第六条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第七条から第十一条まで関係)